

佐賀県鹿島市 *Press release*

報道機関 各位

部課名 建設環境部 環境下水道課

件 名	下水道使用料改定（案）に関するパブリックコメントを実施します
アピールポイント	将来にわたって下水道事業の健全な経営を行っていくために、現在、鹿島市では下水道使用料の改定を検討しています。ついては、改定（案）に対する皆様からのご意見を募集します。
説 明	鹿島市公共下水道事業経営戦略の投資・財政計画では、人口減少や節水機器等の普及により下水道使用料の収入が伸び悩む一方、施設の改築等により経営がさらに厳しくなっていくことが見込まれています。 このような状況から、この度、下水道使用料の改定（案）を策定しましたので、パブリックコメントを実施し、皆様からのご意見を募集します。 実施期間 令和6年8月31日（土）から9月30日（月）まで 対象の方 ・市内に在住または通勤されている方 ・市内に土地又は建物を所有されている方 ※ 法人その他団体を含みます。 意見の提出方法 必要事項（住所・氏名・電話番号・意見）を記載した意見書を、①～③のいずれかの方法でご提出ください。 ①郵送または持参、②メールまたはFAX、③応募フォーム
別添資料	☒ あり ☐ なし



2024年は鹿島市制施行70周年

鹿島市公式アカウント
てのひら市役所

いますぐ友だち追加！

本件に関する問合せ先

所属	建設環境部 環境下水道課
氏名	下水道管理係 中島 慎介
TEL	0954-63-2134
FAX	0954-62-3717
Mail	gesuidou@city.saga-kashima.lg.jp

鹿島市下水道事業

下水道使用料の改定（案） （パブリックコメント説明資料）

この資料は「抜粋」版です。詳細は市ホームページに掲載します（8/31～）。



1

3. 下水道事業の今後の見通し

（1）使用料改定の必要性

本市の下水道事業では、これまで人員削減や汚水処理施設の包括的民間委託等により経費削減に努めてきましたが、使用料収入だけでは経費を賄うことができず、その財源不足を一般会計からの繰入金で補填し、事業を行っている状況です。

令和5年8月に策定した経営戦略の投資・財政計画においては、人口減少・節水機器等の普及により使用料が伸び悩む一方、汚水処理施設の改築等により経営はさらに厳しくなっていく見通しが示されています。

今後、さらなる経営の健全化を図り、将来世代に負担を先送りしないために、下水道使用料を見直す必要があります。

2

4. 下水道事業審議会での審議

(1) 審議会の開催

このようなことから、今後の下水道事業の健全な経営につなげるため、鹿島市下水道事業審議会において、令和6年2月から下水道使用料の適正化について現在ご審議いただいているところです。

	開催日	内容
第1回	令和6年2月5日	諮問 下水道事業の変遷 下水道事業会計について
第2回	令和6年3月14日	現地視察
第3回	令和6年4月23日	公共下水道事業経営戦略と現状について 下水道使用料金の設定・考え方について
第4回	令和6年6月18日	下水道使用料のシミュレーションについて
第5回	令和6年7月23日	下水道使用料のシミュレーション絞り込みについて

審議会の内容（資料・議事録）は、市のホームページで確認することができます。



3

4. 下水道事業審議会での審議

(3) 使用料改定（案）の考え方のポイント

- 経費回収率80%以上の達成
 - ・国庫補助金の交付要件の1つに掲げられている
 - ・経営戦略においても目標数値としている
- 基準外繰入金の削減
 - ・経営戦略において、今後も8,000万円程度の繰り入れを要することが見込まれており、改善する必要がある
- 使用水量区分に応じた使用料体系の設定
 - ・当初計画で見込んでいた使用水量と、現在の使用水量の分布構成が変化していることへの対応
 - ・使用水量が多い区分（大口）に依存した料金体系の見直し（現行：累進倍率[※]1.7）
- 物価高騰が続く中、低水量使用者（小口）に対する配慮の必要性

※ 累進倍率・・・従量使用料の最も高い額と最も低い額との比率。累進倍率が高いと、使用水量が多くなるほど、㎡当たりの使用料が高くなる。

4

5. 下水道使用料改定（案）

平均改定率24.49%

これまでの審議会の経過を踏まえ、次のとおり使用料改定を検討しています。
（令和7年4月使用分からを想定）

- 経費回収率 61.58% → 80.49%見込み 【80%以上達成】
- 基準外繰入金（税金での補助） 約8,000万円 → 約4,600万円 【3,400万円削減】
- 累進倍率 1.7倍（230円/135円） → 1.57倍（265円/169円） 【格差の緩和】
- 0～10m³の基本料金は据え置き 【低水量使用者への配慮】

現行の下水道使用料 2か月、税抜き

区分	汚水量(m ³)	件数	比率	料金
料基本	0～10	700件	16.4%	1,460円
	11～20	683件	16.0%	2,100円
(1m ³ につき) 従量使用料金	21～40	1,455件	34.1%	135円
	41～60	790件	18.5%	155円
	61～100	318件	7.4%	180円
	101～200	108件	2.5%	210円
	201～	216件	5.1%	230円

※件数は令和4年度実績



改定案		2か月、税抜き	
区分	汚水量(m ³)	料金	
料基本	0～10	1,460円	改定なし 約35%
	11～20	2,840円	
(1m ³ につき) 従量使用料金	21～40	169円	約25%
	41～60	194円	
	61～100	225円	
	101～200	242円	約15%
	201～	265円	

5

※現行と改定（案）の下水道使用料比較表

鹿島市の下水道使用料は2か月ごとに徴収しており、改定（案）で改正した場合の使用料は次のとおりになります。

2か月、税込み

使用水量	現行	改定案	現行との差額
10m ³	1,606円	1,606円	0円
20m ³	2,310円	3,124円	814円
40m ³	5,280円	6,842円	1,562円
60m ³	8,690円	11,110円	2,420円
100m ³	16,610円	21,010円	4,400円
200m ³	39,710円	47,630円	7,920円
1,000m ³	242,110円	280,830円	38,720円

【計算方法】

2か月で40m³使用した場合

- (A) 基本料金 3,124円
・基本料金20m³まで2,840円×1.1
- (B) 超過料金 3,718円
・（使用水量40m³－基本料金20m³）×169円×1.1
- (A) + (B) = 6,842円**

- ・使用水量40m³／2か月が 国が示す一般家庭の標準的な水量の目安 とされています。
- ・下水道使用料は、2か月に1度、水道料金と一緒に請求されます。

6